

施策を持てこたえようとしているのか期待していただこうであります。このままでは全く期待外れに終わってしまいます。今後、早急に対応をとることを強く要望しておきます。

次に、市長は、施政方針で受益者負担の適正化による収入の確保と掲げておりますが、すでに、この予算におきましても保育料改正のための専門委員会の子算措置がされております。今後、いろいろな分野で市民に負担増を強いる可能性が大きいあります。

私は市民に負担増を求める考えを即刻改めることを市当局に強く要求するとともに、以上指摘しましたことなどをもちまして、簡単ではありますが、一般会計の反対討論といたすものであります。

議長（小林菊三君） 次に賛成者、二十番 指田保雄君。

（二十番 指田保雄君登壇）

○二十番（指田保雄君） お許しをいただまして、議題となっております議案第二十号昭和五十六年度福生市一般会計予算に対し賛成の討論をさせていただきます。

本予算の審査に当たっては特別委員会におきまして、すでにあらゆる角度から、それこそ長時間にわたって慎重審査を重ねてきたことは御承知のとおりでございます。

財政基盤の脆弱な当市は、文字どおり典型的な三割自治であります。国や東京都がくしゃみをすれば即当市の財政も寒けを催すという状況であります。その点は、理事者側も大変苦慮されているという点は理解すべきであらうと思いますが、本予算の歳入面におきましても若干安全度を見た、いわば消極的な面もうかがえるわけですが、その点は今後の理事者側の努力を大いに期待したいと思うわけでございます。

また、歳出面におきましては、福祉事業を主とする民生費、市民の住環境整備を主とする土木費、あるいは次代を担う児童生徒の教育関係費、これらの三大行政事務において約六八％の構成比となっております。

一例を申し上げますと、仮称福祉作業所の建設、小中学生に対する修学旅行費補助金等々、その細い施策が盛り込まれております。

す。その他、時間の関係で割愛させていただきますが、今後より以上推進に力を注いでいただきたいと思います。

また、苦しい財源のやりくりの中でも、仮称第八小学校の建設基金や部市整備基金として、底分の積み立てを計上されており、将来に向けて備えることは大変結構なことであると私は思うております。

ここで、共産党議員の反対討論を聞いておりますと、オニに不思議な気持ちになりますので、一言申し上げます。

共産党福生東支部発行の「はらっぱ六号」によると、共産党議員団の要求実現の見出しにより、修学旅行に補助金を出ることになりましたとありますが、共産党の主張があり、本議案が否決されたらどうなりますか。この補助金だけは大丈夫なのでしょうか。(拍手) 全部だのになるわけですよ。(「ふやせる」と呼ぶ者あり) あなた方は、成果だけは自分のもの、泥はかぶらないという考えなのですか。全く理解に苦しみます。私に言わせていただければ、賛成するものが取れなかったら、せめて退場ぐらいはしろいかながでしうか。(「その必要は全くなし」と呼ぶ者あり) そ

うすれば、共産党がやったと言っても、あれわれと一緒にやったんたという事を認めてあります。どうですか、よく考えてください。また、東京都の要求が甘いとおっしゃいますが、美濃郡郡政のときだって満足するほどのめんどろは見つくれたわけではございません。あげくの果ては財政の破綻を来し、そのしりぬぐいをさせられている鈴木郡政こそ気の毒だと思います。財政再建団体に転落すればそれこそ大変な状況になるわけでありまして、議員であるならば、このくらいのことにはよくわかつていることだと思えます。それを防いだ、この一点だけをとりても福祉は守られていると、あのように言うえられず。

なお、予算特別委員会における各委員から、貴重な意見も多数出されており、本予算の執行に当たってはそれらの点を十分留意して執行されるよう要望いたし、百億円の大口に乗った本予算に対して、私は賛成をするものであります。(拍手) (それが賛成討論かと呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君)

以上で討論を終わります。

これより本案について、起立により採決いたします。

本委員は、委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。 ようて議案第二十号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第十二議案第二十一号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第二十一号昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計予算に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する審査報告については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査書内

容の概略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の内容について、担当課長より、当年度国保会計は歳入歳出予算の総額をそれぞれ十一億四千六百万円と定めようとするもので、前年度と大きく異なる点は、歳入面において、即の給付費補助金のうち、助産費、葬祭費及び育児手当がそれぞれ補助がゼロとなり、さらに事務費補助金が全額カットされたことである。これら即補助金の削減の総額は一千四百九十七万七千円であるとして、歳入歳出の各款項目節について説明があり、質疑に入りました。

質疑の主なものは、今年度医療費改定が必至といわれるが、その場合、一般会計からの繰入金を増額する考えがあるか。五十五年度補正四号における予備費は六千五百万円であるが、それだけの予備費がありながら、どうして五千五百万円しか繰越金に計上しないのか。預金利子収入については、五十五年度補正四号の審査でも種々論議されたが、五十五年度に六百六十二万円もあった利子が三十三万円しか計上されない理由は何かとい

うものでありました。

これに対し、助役、収入役、担当部課長より、医療費改定の時期、幅ともに現在では予算で済むので繰入金問題については即答できない。医療費改定の時点において十分検討の上、対処したい。五十五年度予算備費六千五万九千円を繰越金として計上できないのは、五十五年度の最終医療費請求は五月ごろであり、しかも請求額が一定でなく、月によっては予算額を五百万円から一千万円と上回ることもある。これに対処するに六千五万九千円のうち約五百万円を残して五千五百万円を繰越金として計上したものである。五十五年度に多額の預金利子が生じた理由は、議案第十七号の補正四号の審査の際、申し上げたとおりである。それらの経緯から見れば確かに三十万円の予算計上は少な過ぎると思うが、今年度は前年ほど資金に余裕がなく、高金利も期待できず、さらに今後の医療費の動向や改定問題等から見てもついで前年並みの利子収入は見込めないで、安全度を見て三十万円とした。しかし、今後の国からの収入額や医療費関係などの推移を見きわめながら補正を要するよ

うになれば補正しないので、御了承願いたいなどの発言が行われました。

引き続き、各委員より、繰入金については、医療費改定、即保険税値上げでなく対処するように善処されたい。保険委員に対する報償費が百四十万三千円計上されているが、厳しい財政下にあるので、この制度も再検討の時期にあると思う。保険料から保険税になったのであるから、自動振替納税のPRを強化されたいなどの要望があった。採決の結果、全員異議なく本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とがよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決くださるようお願いし、審査の補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十一号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十一号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第二十二号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算と議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名をいただきましたので、議案第二十二号昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算の報告を申し上げます。

なお、本件につきましても、御配付済みの審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

東口の区画整理事業もいよいよ終局の段階となった本年度予算であります。前年度対比三七%増の八千八百八十三万五千円と定める予算であるとの説明があり、委員より、換地精算徴収金の滞納繰越金について発言があり、これは二名分として五十五万一千円を計上したが、最近になって一名が分納していただけることになったという説明があり、本予算についてお諮りいたしましたところ、全員一致で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告のようにより原案のとおり御

可決くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告といたします。
○議長（小林菊三君） 以上で委員長、長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十二号については、討論を省略し、委員会報告により可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十四議案第二十三号 昭和五十六年度福生

市下水道事業会計予算と議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名をいただきましたので、議案第二十三号 昭和五十六年度福生市下水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

冒頭、本予算の内容について、理事者側より御説明を受け、その後、ダイヤモンドボールの隣地にある横田基地流量計用地の買収と今後の管理方法については、いままです検針や水質検査等をする場合、その部度

基地側に連絡を申し立てる以上でやうだが、すでにとびらができている五日市街道沿いの私有地約二十六平方メートルを一平方メートル十平方円で買収し、随時出入りができるようにしようとするもので、流量計の設置してある場所は横田基地内にあるが、司令官の権限で借りられているわけで、中側のかぎは基地側で、外側の五日市街道沿いかぎは市で保管するとの説明がありました。

次に、今後の管理設順については、工事着手の際に地元や敬言寮側との交通上の打ち合わせをする必要があるので順序は定めていない。さらにまた受益者負担を取っている地域における工事着手について、受益者負担を取っている所はその年度で工事をするように心がけているが、敬言寮側の許可条件等もあるので、なるべく地元と迷惑をかけないようにやうにしたいとの説明があり、一般会計からの繰り入れも多額だが、今後どのようなものかという発言について、六十年度を目途に工事も進めているが、現在の料金体系からいいますと、昭和六十四年度が約十三億九千万円ぐらいとなり、今後、使用料も高くなっていかねばならぬが、できる限り普

及率を高めるように力を入れていきたい。

また、西砂川汚水幹線築造に伴う負担金について発言があり、福東地域は残堀幹線と行く関係から、昭島市と五日市の二市と協定を結んで行うので、当市の負担率は三八・二%となっている。なお、福東地域は五十七年度より取りかかれるものと思っている。

以上のような説明があり、本案についてお諮りいたしましたところ、全議員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のようにな原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、審査報告をいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第二十三号については、討論を省略し、委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十三号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十五議案第二十四号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名をいただきましたので、議案第二十四号昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算について、審査の御説明を申し上げます。

なお、本件につきましても、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本予算は、すべて東京都からの受託事業収入五億一千三十四万円で、もつて当市の水道事業を行おうとするもので、冒頭、水道事務所長より説明があり、その後、質疑を行つたわけでありすが、その主なものを申し上げますと、漏水調査の予定について、消火栓設置の数と集合住宅等に対する考え方について発言があり、これに對して、五十五年度から市内約百二十キロメートルある水道管の漏水調査を四年計画で実施しており、本年度においては青梅線西側を調査をしたところ四十一件の漏水が発見された。五十六年度では熊川方面を調査する予定である。

消火栓については、配水管の新設に伴つて八基を設置する予定であ

り、現在、市全域で三百五十八基設置されている。

集合住宅等の場合は、市の建築指導要綱によって建築物内に消火栓を設置するように指導されている。

また、さらに、特定化学物質取扱者健康診断と塩素滅菌による発がん性物質問題について、あるいは配水管道路関連移設工事の内容、水道料集金の割合等の発言があり、これに対し、劇物である塩素を取り扱っている職員八名分の定期健康診断を行っているが、塩素の中ヒメリハロメタンが含まれており、これが発がん性物質の疑いがあるとしている新聞報道もあったが、小作浄水場の調べでは〇・〇〇三ミリリットルと、ごく少量であるが、現在行っている滅菌方法以外の方法は、現在のところはないようであり、国におうもこれからの問題として調査中というところである。

道路関連移設工事については、舗装の打ちかえに伴う石綿管の鉄鑄管化というところで、四路線の移設工事を予定している。

水道料金の割合は、集金取扱が四三・四％、口座振替が五〇・五％、

その他六・一％となっておりますが、集金人も高齢となり、今後、検討していただきたい等の説明があり、本案についてお諮りいたしましたところ、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のようにな原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい

今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。 よって議案第二十四号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十六議案第二十五号町区域の設定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でありますので、議案第二十五号町区域の設定についての審査報告をさせていただきます。

なお、御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案は完了間近い福生駅東口の区画整理地区を、昭和五十七年度三月までに東町としようとするもので、委員から、係争中の問題は関係はないか、あるいは区画整理地区以外の町名整理について発言があり、理事者側より、現在、係争中の問題は和解の方向に進んでいるようであり、恐らく五十六年度中には解決し、移転も完了するものと思うので、換地処分をしてから公告となるので、五十七年三月までに町名を東町としようとするものである。

いまだ、区画整理地区を町名変更をしているが、他の地域については、住居表示法による整理することになるが、いずれ将来的には整理するようになると思う等の説明がありました。

このよう説明があった後、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告のよう原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。 審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。